

茨城県美しい水と里づくり  
優良事例集  
第二回表彰

〔中山間地域等直接支払制度部門〕



茨 城 県

# 平成21年度 優良活動事例 〔中山間地域等直接支払制度部門〕

## 位置図



## 〔目 次〕

### 【最優秀賞】（茨城県知事賞）

- ・北茨城市 こきたがや 小木板谷集落 . . . . . 1

### 【特別賞】（全国山村振興連盟茨城県支部長賞）

- ・大子町 まちつきうしろさわ 町付後沢集落 . . . . . 3

### 【優秀賞】（茨城県農林水産部長賞）

- ・常陸太田市 しもおおかど 下大門Ⅱ集落 . . . . . 5
- ・高萩市 おおにた 大荷田集落 . . . . . 7
- ・笠間市 もとどなじわら 本戸南指原集落 . . . . . 9
- ・笠間市 もとどかなや 本戸金谷集落 . . . . . 11
- ・常陸大宮市 ふくろぎやじか 袋木屋実賀集落 . . . . . 13
- ・城里町 おさかかみ 小坂上集落 . . . . . 15
- ・制度の概要 . . . . . 17
- ・中山間地域等直接支払交付金の  
平成22年度予算概算要求の概要 . . . . . 19

# ○ 「農作業応援隊」との連携による継続的な 農業生産活動の実践

## 1 集落協定の概要

	北茨城市 <small>こきたがや</small> 小木板谷集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	10.9ha	0ha	0ha	0ha
	(急傾斜) 4.4ha (緩傾斜) 6.5ha			
交付金配分方法	個人配分率			49%
	共同取組活動分 (51%)	役員報酬		5%
		農道・水路整備費		46%
交付単価	通常単価			
協定参加者	32名 (農業者28名, 非農業者4名)			

## 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路は年1回の清掃と年2回の草刈り, 農道は年2回の草刈りを実施</li> <li>・ 農地法面は雑草の焼却や刈払いを実施し, 害虫発生を抑制するとともに崩壊を未然に防止</li> <li>・ 集落保全マップを作成し, 共同活動を効果的に実施</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定農用地周辺の林地の下草刈りは共同で年2回実施</li> </ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空中散布 (JAに委託) による病害虫の共同防除を実施</li> <li>・ 水稻の収量, 品質の向上のため, 集落で一斉に防除作業を実施</li> </ul>
担い手の育成, 営農の組織化, 法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化が進行しているが, 収穫や乾燥・調製作業を認定農業者に委託して稲作を継続</li> </ul>



・周辺林地の下草刈り及び用水路管理の様子



・きれいに管理された法面と群生する彼岸花



・無人ヘリコプターによる共同防除の実施



・補修管理されている農道

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・集落外の方9名（うち非農家6名）により結成（平成21年4月）された「農作業応援隊」と連携して農作業や保全活動などを行い、耕作放棄地の発生を防止している。
- ・農業者間の作業受委託を進めたことから、高齢農業者の収穫作業などを引き受ける認定農業者が集落内に現れ、耕作放棄地の発生に歯止めがかかっている。
- ・農地法面等は計画的に草刈りを行い、崩壊させることなく管理しているため、彼岸花が年々増加するなど、美しい農村景観が保たれている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・「農作業応援隊」は、協定参加者の1名が農業の継続が困難になった際に、その農地を守っていかうとする親戚とその知人が、農作業を行うようになったことをきっかけとして結成された。集落の集まりには、「農作業応援隊」の代表者も参加している。
- ・群生している彼岸花はとても美しく、アマチュア写真家などが次々と訪れるほどであり、今後も保全活動を積極的に進めていかうとする意欲に繋がっている。

## ○集落内の作業受委託で急傾斜の農地保全

### 1 集落協定の概要

		<small>まちつきうしろさわ</small> 大子町 町付後沢集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	1.0ha	0ha	0ha	0ha	
	(急傾斜) 1.0ha				
交付金配分方法	個人配分率			50%	
	共同取組活動分 (50%)	農道・水路管理費		46%	
		その他		4%	
交付単価	通常単価の8割				
協定参加者	5名(農業者)				

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路、農道とも年4回の草刈りを実施</li> <li>・ 農地法面は、大雨等のあとに点検を行い崩壊を未然に防止</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定農用地の周辺林地の下草刈りを実施</li> </ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵等の設置や定期的な農地法面の草刈りによるイノシシ被害の軽減</li> </ul>
担い手の育成、営農の組織化、法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化等により耕作が困難になりそうな水田は、収穫作業などを集落内の農業者に委託することで作付けを維持</li> </ul>



・美しい農村景観の維持



・水田のまとまりごとに設置された電気柵



・手間のかかる急傾斜地の農業生産活動

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・傾斜（傾斜度1／10）が厳しいうえに、区画が小さい（約1haに21筆）など耕作するのに手間がかかる条件のなか、本制度に取り組むことで、農業者の耕作意欲が喚起され、農業生産活動が維持されている。
- ・地元の「町付農産物直売所」で米を販売するなど、収益の向上に積極的に取り組んでいる。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・年々増加しているイノシシ被害は、水田のまとまりごとに電気柵などで囲み侵入を防いでいる。
- ・周辺林地の下草刈りをしっかり行うことによりイノシシの隠れ場所を少なくし、農地にイノシシが近づきにくくしている。
- ・耕作放棄されそうな農地は、収穫作業を集落内の農業者が引き受けるなど、協定参加者が協力して、作付面積の維持している。

# ○桜による景観づくりと集落ぐるみの イノシシ被害対策の実施

## 1 集落協定の概要

	常陸太田市 <small>しもおおかど</small> 下大門Ⅱ集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	11.9ha	0ha	0ha	0ha
	(急傾斜) 11.9ha			
交付金配分方法	個人配分率			40%
	共同取組活動分 (60%)	役員報酬		2%
		農道・水路管理費		37%
		共同利用機械購入等費		3%
その他 (繰越金)		18%		
交付単価	通常単価			
協定参加者	38名 (農業者)			

## 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路は年1回の清掃と年2回の草刈り、農道は年2回の草刈りと必要に応じて簡易補修を実施</li> <li>・農地法面は、定期的に点検を行い崩壊を未然に防止</li> <li>・役員 of 定期的な打合せによる活動計画づくり</li> <li>・集落保全マップを作成し、共同活動による管理に活用</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜を20本植樹し、農村の景観づくりを積極的に実施</li> </ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵を共同で設置 (約850m) し、イノシシの被害を低減</li> <li>・刈払い機を共同購入 (29台)</li> </ul>





・ 植え付けられた桜と、集落ぐるみで設置した電気柵



・ 老人会の協力により、これまで耕作されていなかった農地への水稲作付



・ 共同購入した刈払い機による草刈りの様子

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・ 農地と山林の境に共同で購入した電気柵を約850mにわたり設置し、イノシシの被害を低減させている。集落がまとまって電気柵を設置したこの取り組みは、地域のモデル的な事例となっている。
- ・ 保全管理はしていたが作付けしていなかった集落内の農地において、他集落や非農家が参加する地元老人会13名（うち協定参加者でない方12名）の協力により、水稲の作付けが開始（H21）した。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・ 20本もの桜を植樹し、その成長を見守るとともに、農村の景観を後世に残していこうとする取り組みは、高齢化の進む集落における活力増進に寄与している。
- ・ 電気柵は、市の助成事業を活用するとともに、地元負担分に交付金（共同取組活動分）を充当し購入した。

## ○集落の共同活動による棚田景観の維持

### 1 集落協定の概要

		高萩市 <small>おおにた</small> 大荷田集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	2.5ha	0ha	0ha	0ha	
	(急傾斜) 2.5ha				
交付金配分方法	個人配分率		50%		
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬		6%	
		農道・水路管理費		27%	
		農地管理費		16%	
		多面的機能増進活動費		1%	
交付単価	通常単価の8割				
協定参加者	7名(農業者)				

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路，農道ともに年2回の草刈りを実施</li> <li>・農道の簡易補修を行い適正に管理</li> <li>・農地法面は，定期的に点検を行い崩壊を未然に防止</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定農用地の周辺林地の下草刈りを実施</li> <li>・リンドウの作付けによる農村の景観づくり</li> </ul>



・美しい棚田景観の維持



・交付金で購入した資材で水路の簡易補修



・2 kmに及ぶ農道及び水路の管理



・リンドウによる農村の景観づくり

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・協定参加者一人あたりの水路や農道の管理延長が約 300m と長く、少人数ながら集落がまとまりをもって農用地の管理保全にあたっている。
- ・協定農用地内に景観作物としてリンドウを作付けしており、美しい農村風景に彩りが添えられている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・農地法面や水路、農道等の管理がしっかりと行われ、手間がかかる急傾斜地において農業生産活動が継続されている。
- ・共同取組活動を通じて、中山間地域の棚田をみんなで保全していこうという気運が醸成されている。

## ○ 「笠間クラインガルテン」の利用者との 積極的な交流活動

### 1 集落協定の概要

		笠間市 <small>もとどなじわら</small> 本戸南指原集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	12.4ha	0ha	0ha	0ha	
	(緩傾斜) 12.4ha				
交付金配分方法	個人配分率				50%
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬			3%
		農道・水路管理費			7%
		共同利用施設整備費			17%
		その他			23%
交付単価	通常単価				
協定参加者	42名 (農業者)				

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路は年1回の清掃と年2回の草刈り，農道は年1回の補修と年2回の草刈りを実施</li> <li>・農地法面は，定期的な点検を行い崩壊を未然に防止</li> <li>・役員による活動計画の打合せを月1回実施</li> <li>・集落保全マップを作成し，共同活動による管理に活用</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笠間クラインガルテンの利用者等と農作業等を通じて積極的に交流</li> <li>・協定農用地の周辺林地の下草刈りを実施</li> </ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定農用地で作付けした「常陸秋そば」を笠間クラインガルテン農産物直売所で販売</li> <li>・観光いちご園の実践</li> </ul>
担い手の育成，営農の組織化，法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「常陸秋そば」の播種や収穫などを営農法人（集落外）へ委託し，耕作放棄地の発生を防止</li> <li>・転作作物（常陸秋そば）を団地化するとともに，担い手等への集積を推進</li> </ul>



・団地化された「常陸秋そば」



・水路周辺の草刈りの様子



・「笠間クラインガルテン」とそば畑



・きれいに管理された農地法面

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・笠間クラインガルテンに隣接する集落の立地を活かし、クラインガルテンの滞在者に野菜の栽培指導をするほか、笠間クラインガルテンで行われる「そば打ち会」や「新米試食会」へも参加する協定農業者もおり、都市住民との交流促進を積極的に進めている。
- ・高付加型の農産物として「常陸秋そば」の生産と販売に力をいれ、作付面積が増加傾向となっている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・転作作物（常陸秋そば）を団地化するとともに、営農法人に作業を委託するなどして、転作作物の作付面積が年々増加している。
- ・今後必要となる農道等の改修に要する経費にあてるため、交付金を積み立てている。

# ○農業機械の共同利用組合の発足と 「ほたるのさと」づくり

## 1 集落協定の概要

	笠間市 <small>もとどかなや</small> 本戸金谷集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	7.3ha	0ha	0ha	0ha
	(緩傾斜) 7.3ha			
交付金配分方法	個人配分率			37%
	共同取組活動分 (63%)	役員報酬		2%
		農道・水路管理費		19%
		共同利用機械購入等費		12%
		共同利用施設整備費	30%	
交付単価	通常単価			
協定参加者	9名 (農業者)			

## 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路は年1回の清掃と年2回の草刈り，農道は年2回の草刈りと年1回の補修を実施</li> <li>・農地法面は，定期的に点検を行い崩壊を未然に防止</li> <li>・集落保全マップを作成し，共同活動による管理に活用</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほたるのさと」づくりを実施 ホタルのえさとなるカワニナが生息できるように水路をきれいに管理</li> <li>・周辺林地の下草刈りを行い，イノシシの隠れる場所をなくすことで被害を軽減</li> </ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンバイン等の機械を共同利用し，経費を削減</li> <li>・農作業を共同で行い作業を効率化</li> <li>・イノシシ被害対策のため，電気柵やネットを共同購入</li> </ul>
担い手の育成，営農の組織化，法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の共同利用組合が発足（平成20年）し，生産活動を継続する体制を強化</li> <li>・転作作物（大豆）を団地化するとともに，担い手等への集積を推進</li> </ul>



・管理された農地法面



・「ほたるのさと」づくり（餌となるカワニナが生息できるように水路をきれいに管理）



・団地化して作付けている転作大豆と  
草刈りされた周辺林地



・降雨後の見回りの様子

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・ホタルの餌となるカワニナが生息できるように水路などをきれいに管理し、「ほたるのさと」づくりを進めている。
- ・平成20年度に発足した農業機械の共同利用組合は、参加者（9名）は少数でありながらも、効率的に農業生産活動の継続に取り組んでいる。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・集落にホタルを呼び戻そうとする思いが、協定参加者の共同保全活動への参加意欲を高め、地元の子ども会をはじめとする地域内外の住民が訪れる「ほたるのさと」に繋がっている。
- ・機械の共同利用組合の発足、認定農業者への大豆生産の委託、イノシシ被害対策資材の共同購入など様々な取り組みを実践しており、農業生産活動をより効率的に行っていくとする工夫が見られる。

## ○高齡化と兼業化が進む集落における 共同活動の実施

### 1 集落協定の概要

		常陸大宮市 <small>ふくろぎやじか</small> 袋木屋実賀集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	4.1ha	0ha	0ha	0ha	
	(緩傾斜) 4.1ha				
交付金配分方法	個人配分率				50%
	共同取組活動分 (50%)		役員報酬		3%
			農道・水路管理費		44%
			その他		3%
交付単価	通常単価の8割				
協定参加者	13名 (農業者)				

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路は年1回の清掃と年2回の草刈り，農道は年2回の草刈りと年1回の補修を実施</li> <li>・ 農地法面は，定期的な点検を行い崩壊を未然に防止</li> <li>・ 共同取組活動に関する打合せを年3回実施</li> </ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定農用地周辺の林地の下草刈りの実施</li> </ul>
担い手の育成，営農の組織化，法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫作業の委託など，農業者同士が連携して耕作放棄の発生を防止</li> </ul>





・農道の補修作業の様子



・水路等の草刈り作業の様子



・きれいに管理された農地法面と水路

### 3 特徴的な取り組み及び取り組みの成果

- ・参加者の多くが70歳代と高齢化が著しいなかで、協定で定めた活動を確実に実施し、農用地の適切な管理による保全が図られている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・役員による打合せを年3回行っている。共同活動を実施する日を土曜日や日曜日に設定し、平日に共同活動に参加できない兼業農家も参加しやすくするなど、スケジュール管理に工夫がみられる。

## ○集落内外の農業者への農作業委託により 耕作放棄を回避

### 1 集落協定の概要

	城里町 <small>おさかかみ</small> 小坂上集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	3.8ha	0ha	0ha	0ha
	（緩傾斜）3.8ha			
交付金配分方法	個人配分率			50%
	共同取組活動分 （50%）	役員報酬		12%
		農道・水路管理費		38%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	11名（農業者）			

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	・水路は年1回の清掃と年2回の草刈り，農道は年2回の草刈りを実施
多面的機能の確保に係る活動	・協定農用地の周辺林地における下草刈りの実施
生産性・収益性向上に係る活動	・集落内の農業者によるアイガモ農法の実践
担い手の育成，営農の組織化，法人化に係る活動	・高齢化により耕作放棄されそうな水田は，集落内の農業者が受託して耕作放棄を回避



・美しい農村景観の維持



・農道の草刈りの様子



・きれいに管理された農道



・水路の土砂払いの様子

### 3 特徴的な取り組み及び成果

- ・耕作放棄されそうな農地は、集落内外の担い手農家等へ委託して耕作が継続されている。
- ・水路、農道等の草刈りは、共同で行うほか個別にも積極的に実施し、美しい農村の景観が保たれている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・これまでの保全活動を通じて、集落で農地を守っていこうとする農業者の意識が高まっている。
- ・特徴のある米づくりに意欲の高い農業者もおり、「アイガモ農法」による米づくりが一部で実践されている。

## ▶▶ 中山間地域等直接支払制度とは

傾斜地が多いなど平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域においては、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により水源の涵養や洪水防止といった多面的機能の低下が懸念されています。そこで平成12年度から、適切な農業生産活動が継続的に行われ、中山間地域等が有する多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度が始まりました。その後、17年度からは、これまでの制度に加え、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促すため、交付単価の段階措置・上乘せ措置等を講じて新対策がスタートしました。

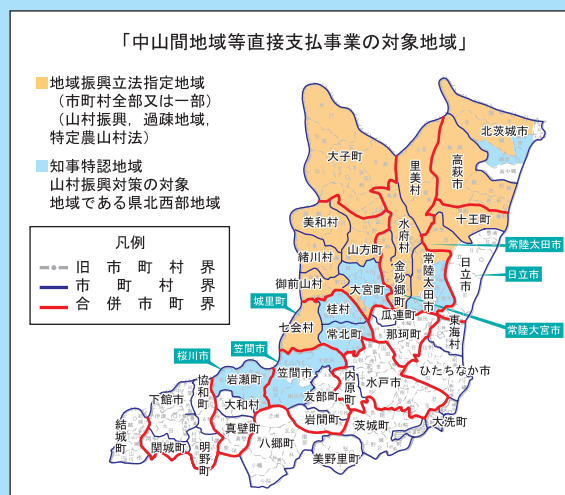
中山間地域の活性化をめざし、集落で話し合っ、条件不利の一つでも克服し、将来とも農業が継続できる仕組みをつくっていきましょう。

## ▶▶ 対象地域

県北西部地域で、特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域及び県知事の特認地域。

北茨城市（旧平潟町、旧大津町、旧南中郷町を除く）、高萩市、日立市（旧十王町及び旧中里村のみ）、常陸太田市（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村及び旧常陸太田市（旧太田町を除く））、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧大宮町）、大子町、城里町（旧七会村、旧桂村、旧常北町）、笠間市（旧笠間市（旧笠間町を除く））、桜川市（旧岩瀬町）

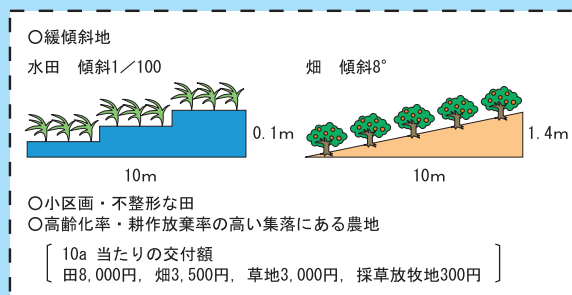
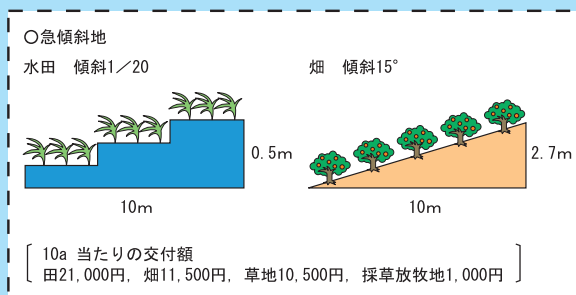
\*（注）旧市町村名は、昭和25年2月1日現在の市町村名



## ▶▶ 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、上記の地域のうち、農振農用地区内で、1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもので、かつ下の図中の傾斜を満たす農用地。（田畑混在地において、水田の傾斜要件を満たす1ha以上の一団の農用地の内、1ha未満の農用地（水田）については、交付対象とする。）

交付金の通常単価（右頁参照）は、下の図中に示した金額です。



## ▶▶ 集落協定について

対象農用地における農業者が集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合っ、取り組む活動、構成員の役割分担、交付される交付金の使用方法等の協定を結び、市町村長の認定を受けることが必要です。



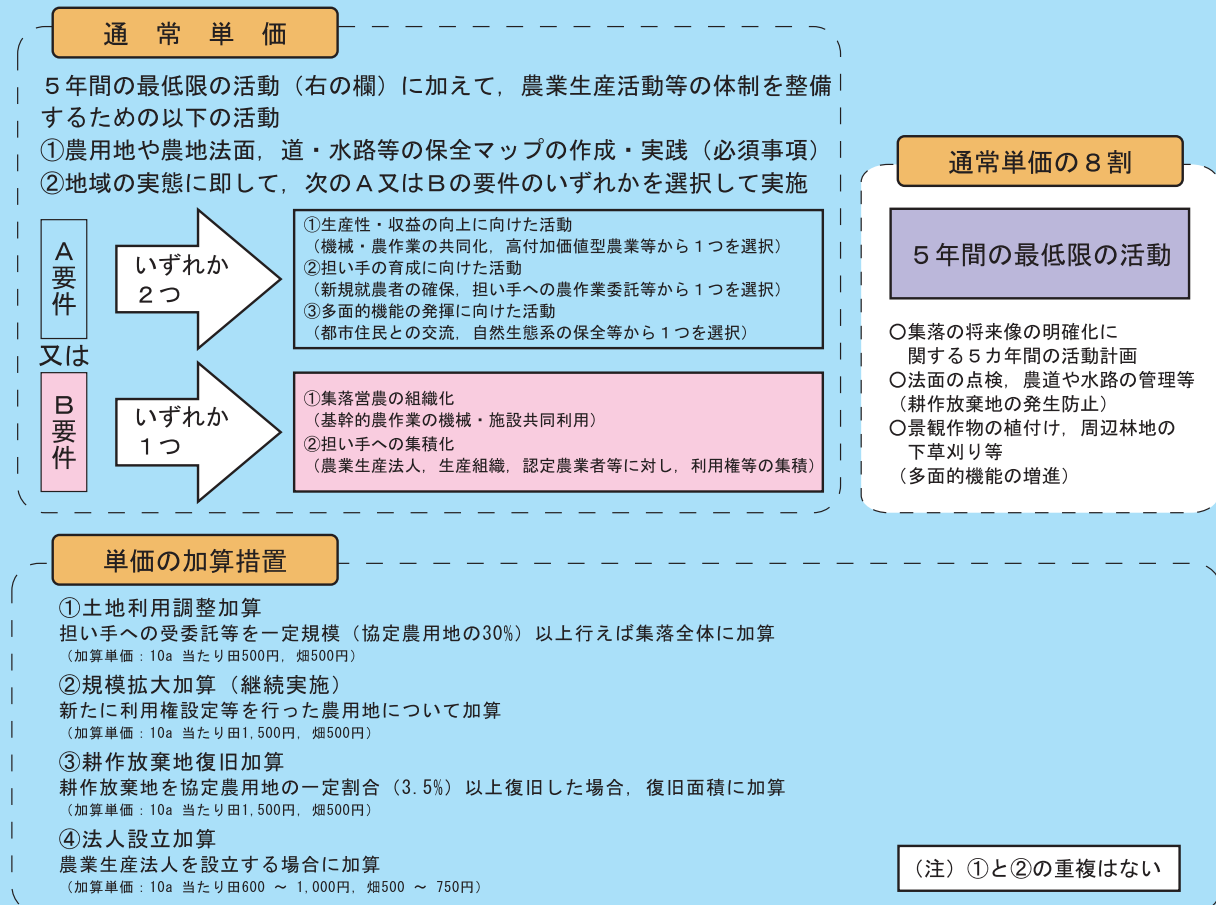
集落協定の締結▶

## ▶▶ 対象行為と単価

### ○交付単価に段階を設定

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。将来とも農業生産を継続できるような協定で、5年以内（H21年度迄）に一定の要件を満たす協定には通常単価を、この要件を満たさないものの5年間最低限の活動を行う協定には通常単価の8割の交付となります。

また、より積極的な取り組みを行う協定には、通常単価に加算措置を講じます。



## ▶▶ 交付金の使用方法

面積に応じて農業者に払うだけでなく、集落協定による共同活動をとおして、水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入のための積立などに使用できます。（交付額の1/2以上が集落の共同取組活動に使用されるのが望ましい。）

但し、交付金の適正な利用を図るため、共同取組活動に供する交付金の活用方法（目的、内容等）についても、集落協定時において明らかにしておくことになっています。

## ▶▶ 交付金の返還

集落協定の内容が適正に実施されなかった場合は、初年度に遡って交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった、自然災害を受けた等不可抗力の場合は返還を求められません。）

## ▶▶ 新しい中山間地域等直接支払制度について

本制度は、平成22年度から新しい制度として生まれ変わります。  
現在、農林水産省において、制度の詳細について検討しています。

## 中山間地域等直接支払交付金の平成 22 年度予算概算要求の概要 (概算要求のため、内容が変わることがあります。)

### 中山間地域等直接支払交付金

【26,579(23,446)百万円】

#### 対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

#### <背景/課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、中山間地域は高齢化の進行が著しく、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

#### 政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大を目指す (H20年度実績66.4万ha)

#### <内容>

##### 1. 中山間地域等直接支払交付金 (新規)

高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。

(田(急):21,000円/10a、畑(急)11,500円/10a 等)

中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円

補助率:定額

事業実施主体:地方公共団体

##### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 (新規)

高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の地域農業者等への支援体制を強化します。

中山間地域等直接支払推進交付金 479(346)百万円

補助率:定額

事業実施主体:地方公共団体

お問い合わせ先:

農林水産省農村振興局中山間地域振興課(03-3501-8359(直))

# 中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,579(23,446)百万円】

## 見直しのポイント

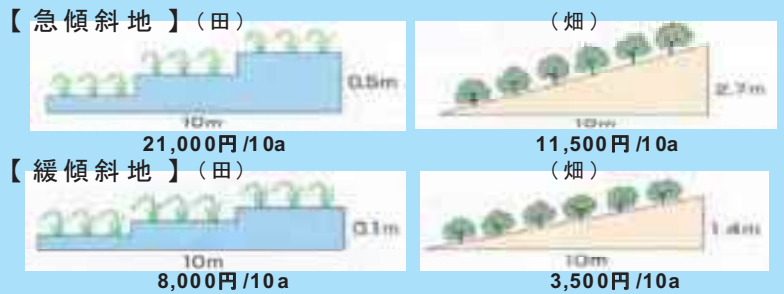
## 新対策の概要

◎山あいにある飛び地や小団地等の協定取り込みを推進します。

◎高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進します。

◎小規模・高齢化集落の農用地の保全に向けた取組を推進します。

### ◎〔対象農用地及び交付単価〕



### 【1ha以上の一団の農用地要件】(新対策)

■集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

### ◎〔対象行為〕

- 作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動
  - 作業2 ①担い手の育成など、より前向きな取組(ステップアップ型)  
②共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集団的サポート型) [新設]
- ※作業1のみの場合は8割単価

### ◎〔加算措置〕

従来の加算措置に加え、「小規模・高齢化集落支援加算」を新設  
単価：田4,500円/10a、畑1,800円/10a

## <集落協定に基づく共同取組活動の例>



(農用地の保全)  
協定参加者全員による法面の草刈り



(自然生態系の保全)  
小学校と連携した体験農園



(保健休養機能の活用)  
田植えの体験活動による都市との交流

中山間地域等直接支払交付金	26,100(23,100)百万円
中山間地域等直接支払推進交付金	479(346)百万円

茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4264

FAX 029-301-4269

[nokan3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:nokan3@pref.ibaraki.lg.jp)

平成21年11月作成